

# 浸水宅地等復旧支援事業

この制度は、浸水地域等での住宅再建を支援するための宮古市独自の助成制度です（令和7年3月末まで）。

## 制度の概要

○令和元年台風19号によって被災した土地の復旧工事に助成します。

建物の一部損壊以上 または 被災宅地危険度判定中被害以上※1

○工事費の半額を助成します。（最大で50万円まで助成します）※2

○台風襲来時に居住用に使用していた土地で、擁壁設置、地盤補強工事等を行い、引続き居住する方が助成対象になります。※3

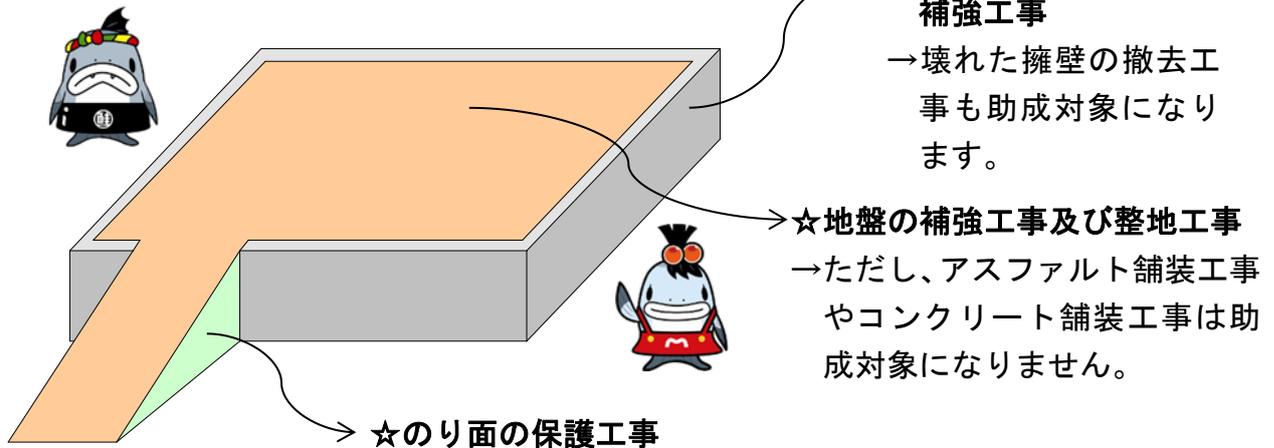
※1 宅地のみ被災の（り災証明書がない）場合、宮古市都市計画課にて被災宅地危険度判定を行います。

※2 20万円以上の工事が助成対象になります。

※3 居住用であってもアパート経営など事業用の土地は助成対象外です。

## 助成対象となる工事の内容

○以下の工事が助成対象になります。※4



※4 上記のほか、側溝を設けるなどの排水工事、地盤調査費用なども助成対象になります。

## 申請に必要な書類

### <工事着手前>

- ①交付申請書（市役所に様式があります。） ②見取り図又は計画図など ③り災証明書の写し  
④被災状況がわかる写真（カラーのもの） ⑤工事内容がわかる見積書など

※ り災証明書がない（宅地のみ被災）場合、宮古市都市計画課にて被災宅地危険度判定を行いますので、お問い合わせください。

### <工事完了後>

- ①交付請求書（市役所に様式があります。） ②工事費の精算状況がわかる領収書の写し  
③完成後のカラー写真 ④通帳の表紙の写し（金融機関名、支店名、口座名義、口座番号がわかる頁）

## 助成対象工事の計算例

### <浸水宅地復旧工事の例>

	助成対象となる 工事費
擁壁工事	95万円
盛土工事	30万円
地盤改良工事	50万円
地盤調査	5万円
合計	180万円

→ この計算例では、180万円が助成対象工事費になり、この半額は90万円です。**限度額の50万円が助成金額になります。**

## 手続きの流れ

### <工事着手前>

#### 【申請人】

「**交付申請書**  
など」を市役  
所へ提出しま  
す。

※工務店などに  
よる代理の申請  
もできます。

#### 【市役所】

提出された  
「交付申請書  
など」を審査  
し、助成金額  
を申請人へ通  
知します。

### <工事完成后>

#### 【申請人】

工事完了後  
に、市役所  
へ「**交付請  
求書**など」  
を提出しま  
す。

#### 【市役所】

提出された  
「交付請求  
書など」を  
審査し、申  
請人へ助成  
金を支払い  
ます。

## よくある質問

Q1 既に工事が終わっているのですが、これからでも申請できますか？

→工事の内容がわかる見積書、領収書、写真など申請に必要な書類があれば申請できます。

Q2 自宅ののり面が崩壊したためのり面を保護する工事をするのですが、住宅は無事でり災証明書がなくても申請できますか？

→被災宅地危険度判定で中被害以上であれば申請できます。被災宅地危険度判定は宮古市都市計画課で行いますので、まずはお問い合わせください。

申請受付・問い合わせ先 宮古市都市整備部 都市計画課 管理計画係

電話：0193-68-9108（直通） FAX：0193-63-9115

〒027-8501 岩手県宮古市宮町 1-1-30